

## 藤岡警察署協議会議事録

(令和7年度第1回定例会議)

開催日時		令和7年6月20日(金) 午後3時15分から午後5時までの間	
開催場所		藤岡警察署 会議室	
出 席 者	委員 (定数7人)	榎原会長 黒澤(旨)委員 金谷委員 浅賀委員 黒澤(英)委員 品川委員	計 6 人
	警 察	田中署長 中嶋副署長 佐藤警務課長 清水会計課長 塚家生活安全課長 上山地域課長 松嶋刑事課長 川島交通課長 警備課長 刑事課課長代理 警務係長 警務係員	計 12 人
	その他		
議事の概要			
1	委嘱式		
(1)	委嘱書交付	警察署長から各委員に対して委嘱書を交付した。	
(2)	警察署長挨拶	群馬県公安委員会の委嘱書を交付したが、藤岡警察署長の諮問機関として、2年間の任期で警察活動に対する意見や審議をお願いすることとなる。	
		警察署協議会は、警察改革における重要な制度の一つとして、平成13年に設置され、以来、地域を代表する委員の皆様から意見や要望を受け、それらを警察業務に反映させるとともに、警察活動に対する理解を深め、協力をお願いするものである。	
		今年度第1回目の定例会議となるが、委員の皆様には、住民目線による忌憚のない意見・要望を聞かせていただきたい。	
(3)	警察署協議会の経緯・役割等の説明 (説明者 副署長)	警察署協議会の設置経緯、改正警察法で定められた警察署協議会、警察署協議会委員の立場、委員と選挙運動、警察署協議会制度の仕組み、会議の流れ、重大な懲戒处分事案が発生した場合の対応等について説明した。	
2	定例会議		
(1)	自己紹介	協議会委員から順番に自己紹介を行い、その後、警察署幹部が警察署長から順番に自己紹介を行った。	
(2)	会長等選出	協議会委員の協議・互選により、榎原委員が会長に選出・決定された。榎原会長の指名により、黒澤(旨)委員が職務代理者(副会長)に選任された。	
(3)	管内概況説明 (説明者 署長)	ア 刑法犯認知・検挙状況(令和7年5月末現在) イ 管内で発生した主な犯罪(令和7年5月末現在) ウ 少年犯罪検挙人員状況(令和7年5月末現在) エ 特殊詐欺認知状況(令和7年5月末現在) オ 交通事故発生状況(令和7年5月末現在)	

カ 110番通報受理警察署別状況（令和7年5月末現在）

キ 警察署別治安情勢（令和7年5月末現在）

ク 外国人に対する防犯・交通講話実施の推移（令和7年5月末現在）

（4）質問・回答（○～委員、●～署長等）

○ 奥多野地域はバイクの通行量が多く、かなりのスピードを出して走行しているバイクも見られる。大きな事故につながるので安全対策をお願いしたい。〔要望〕

● 昨年から春と秋の行楽期を重点に奥多野地域における白バイによる流動警戒、道の駅等におけるバイク運転者に対する声かけ、注意喚起を実施している。

今年度は白バイを1台増車し、2台体制となったので更に対策を強化していきたい。〔回答〕

○ 自転車の交通事故防止の対策を強化してほしい。〔要望〕

● 自転車の関係する交通事故のうち約8割に自転車側に違反が認められるのが現状であり、本年4月には藤岡署で初めて自転車利用者に赤切符を適用するなど自転車の指導取締りを強化している。

また、群馬県は自転車事故に占める高校生の割合が全国でワースト上位に位置していることから、中高生を対象とした自転車教室を自治体、自動車教習所等に協力を得て、継続して実施している。

今後も、安全教育と指導取締りを強化していきたい。〔回答〕

○ シニアカーで公道を走る際のルールはあるのか。歩道もOKなのか。〔質問〕

● シニアカーは道路交通法では歩行者と同様の扱いとなるため、シニアカーのみに適用される交通ルールではなく、歩行者と同様の交通ルールが適用される。

そのため原則歩道を通行しなければならない。〔回答〕

○ 昨年度の藤岡警察署管内における、高齢者の徘徊件数及び発生状況について、教示願いたい。〔質問〕

● 昨年中の当署管内における行方不明事案は26件、そのうち高齢者（65歳以上）が行方不明となった事案は5件である。

性別は、男性3人、女性2人で、年齢別は、60歳代1人、70歳代1人、80歳代3人であり、全て無事に発見となっている。

警察では、高齢者の行方不明事案等を認知した場合には、管内の検索、隣接警察署への手配を実施するとともに、併せて、家族等の同意があれば、『上州くん安全・安心メール』を配信し、地域住民にも情報提供を行い、行方不明者の発見に向けた協力依頼を行っている。〔回答〕

○ 公衆トイレのバッグ置き忘れについて、防犯カメラを確認してもらえるか。〔質問〕

● ガイドラインに基づき画像確認の必要性等を検討することになる。〔回答〕

○ 初回が安いマッサージを行ったら2回目以降は高額請求すると言われた。

衣類等を無料処分業者に頼んだら、「貴金属等の処分がないか」と聞かれ、断れなかつた。こういった詐欺のような被害は増えているか。〔質問〕

● まず、マッサージ店の話では、2回目以降の利用料について、一概には言えないが、最初に説明を受けていなければ払う必要がない場合もある。仮に、説明を受けて流れで契約してしまったのであれば、クーリングオフができる場合もある。

次に、貴金属等の訪問買い付けであるが、訪問買取りや押し買いといった手法と言われている。

気になることがあれば、なんなりと通報していただきたい。できれば、業者が回っていたり、押し買いに訪れた段階などのリアルタイムの通報が良い。〔回答〕

○ 自動車運転中、自転車にまたがったまま横断歩道を渡ろうとしている人がいた。こ

のような場合、停車しないと違反になるのか。〔質問〕

- 違反になる場合と違反にならない場合がある。

原則として自転車は道路交通法上軽車両に区分されるため停車しなくとも違反となる場合が多い。

違反になる例としては、

- ・ 渡ろうとしている横断歩道の横に自転車横断帯がある場合
- ・ またがっている自転車が小児用に造られた自転車の場合（道路交通法上歩行者となる）
- ・ その場所が交差点で、お互いに一時停止規制等が無く、更に道幅が同程度の場合で自転車が左方から進行の場合
- ・ 更に状況により違反となる場合として、自転車にまたがっているのが一見して大人だったので制限速度の時速40kmで通過しようとしたところ、横断歩道を通過する前に、その人が自転車から降りた場合、道路交通法に「横断歩道等に接近する場合、明らかに横断する人がいない場合を除き、その横断歩道等の直前で停止できるような速度で進行しなければならない」と規定されているため、状況により歩行者妨害の違反となる。

そのため、違反になるかどうかではなく、事故防止上の観点からも、停止して渡らせてあげるくらいの気持ちでゆとりを持った運転をお願いしたい。〔回答〕

#### (5) 連絡

次回の開催予定について、令和7年9月の中・下旬に開催することを決定した。